## 令和7年度 飯舘村小児インフルエンザ予防接種業務実施要綱

1 委託期間

令和7年10月1日から令和8年1月31日まで

2 対象者

飯舘村に住所を有する者で、生後6か月以上中学3年生以下の者とする。

3 方法

個別接種

4 助成料金

全額助成

自己負担なし

5 助成回数

生後6か月以上13歳未満:2回

13歳以上中学3年生以下:1回

(経鼻弱毒生インフルエンザワクチンの場合)

2歳以上中学3年生以下:1回

## 6 業務の内容

(1)対象者の確認

母子健康手帳により、該当要件を満たしているものであること確認すること。

- (2) 当該予防接種についての接種前の説明
- (3) 予診票の確認

なお、予診票は医療機関備え付けのものを使用することとする。

- (4) 予診(検温、問診、接種希望者の保護者からの接種意思の確認)
- (5)接種前診察(視診、聴診)
- (6)接種の可否の判断と接種希望者への説明
- (7)接種の可否についての指導【一般的注意、副反応及び独立法人医薬品医療機器総合機構(PMDA)が実施する医薬品副作用被害救済制度についての説明】
- (8) 予診票への医師の署名又は記名押印
- (9)接種
- (10) 母子健康手帳への記載又は予防接種済み証の交付

インフルエンザ任意接種にあっては、母子健康手帳に予防接種の種類、接種年月日、 その他の証明すべき事項を記載すること又は予防接種証を交付する。

## 7 健康被害の予防

予防接種を実施するにあたっては、予防接種実施規則および定期接種実施要領等に準じて実施すると共にワクチンの使用説明書等を熟知し、常に健康被害の発生予防に努めることとする。

## 8 その他

この業務における医療廃棄物の処理については、関係法令を遵守し適正に処理するものとする。